

# 八丈町農業委員会

## 第12回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年3月23日(水)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年3月23日(水) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：5番 磯崎 典雄委員、6番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、  
事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第12回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和4年3月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝  
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 1, 161㎡、権利種別 3条有償移転  
譲渡人 ●●●●  
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。  
譲受人 ●●●●  
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。  
作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在無職であります。農地については、現在ロベが植えられており、取得後はそれらのロベを奥さまと協力して栽培していくとのことで全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 現地を確認したところ、大小のロベがきれいに植えられており、引き続きロベ栽培に取り組むとのことで問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、5番農業委員お願いします。

農委5番 事務局、推進委員とともに現地を確認しました。推進委員からも説明があったように、ロベがきれいに植えられており、問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年3月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 1,084㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 1,634㎡

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、  
面積 1,652㎡ 3筆合計 4,370㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 レザーファン・ルスカス

売買価格 4,000,000円

移転の時期 令和4年6月1日

支払方法 口座振込、支払期限 令和4年5月31日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

番号1農地の●●●●さんは、現在八丈町農業担い手育成研修センターの研修生であります。全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。農地については、現在荒れている状態ですが、農地取得後に農地の創出再生支援事業にて整備を行い、ハウスを建設し、レザーファンとルスカスを栽培していく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 事務局の説明どおりですので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、1番委員お願いします。

農委3番 事務局からも説明がありましたように、現在農地は荒れてはおりますが、農地の創出再生支援事業を活用しての開墾を行うとのことですので問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年3月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、面積 6,101㎡の内、1,254㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年100,000円となります。

番号2 農地の所在 三根5317番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 6,101㎡の内、1,406㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年100,000円となります。

なお、番号1と番号2農地は、同一の農地を分割して利用権の設定を行います。

続いて番号1・番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広  
域図をご覧ください。

【番号1・番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんと番号2の●●●●さんは、先月2月10日の  
八丈町担い手育成総合支援協議会により認定新規就農者となりました。2名とも全部効率利用、  
常時従事については、認定新規就農者ですので、問題ありません。農地については、ロベレ  
ニーがすでに植わっており、引き続き栽培する計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。  
番号1、番号2農地について、7番推進委員をお願いします。

推委7番 事務局、農業委員と現地を確認したところ、どちらも立派なロベが植えられており、何も問題  
ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、5番委員をお願いします。

農委5番 推進委員から説明がありましたとおり、農地はきれいに整備され、立派なロベが植えられてお  
り、継続してロベを栽培していくとのことで問題ないかと思われます。利用権設定を受ける2  
名とも若手の農業者でありますので頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。